

石綿健康被害に係る医学的事項に関する 検討会報告書について 環境省



環境省では、平成 18 年 3 月に石綿健康被害救済制度が施行されて以降、石綿肺等の非腫瘍性石綿関連疾病について国内外の知見を収集してきました。これらの疾病の取り扱いに関して、昨年 10 月より「石綿による健康被害に係る医学的事項に関する検討会」において専門的見地から検討が行われ、この度、報告書が取りまとめられました。

概要は、以下の通りです。

1) 検討会の開催状況

平成 20 年 10 月 21 日～平成 21 年 9 月 29 日(計 7 回開催)

2) 報告書概要

① 石綿肺

- ・重度の呼吸障害をきたす場合は、現行の石綿健康被害救済制度の指定疾病(中皮腫、石綿による肺がん)と同等の扱いとする。
- ・今後重篤な石綿肺をきたし得る集団として、過去に職業上、大量に石綿を取り扱った人々が想定される。
- ・重症度は、石綿暴露履歴や病状の経過、喫煙履歴等を踏まえ総合的に行うことが必要。
- ・早期の石綿肺についても、将来の悪化を防止する手立ての検討が望ましい。

② 石綿肺の判定に係る今後の検討課題

- ・大量の石綿暴露について、可能な限り客観的な情報を基に明らかにする手法。
- ・呼吸機能を適切に評価する手法。

その他、現行の指定疾病の医学的判定のあり方についての検証と、指定疾病の治癒の考え方についての検討等が必要。

当社は、吹き付け材やその他の建材中のアスベスト分析に多くの実績があります。疑問点やお困りのことがありましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 2009 年 10 月 26 日 環境省報道発表資料

品質検査箇所 加藤吉紀